

マイナンバー制度 預貯金口座付番制度 法人番号一括登録のお知らせ

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、2018年1月1日から個人番号・法人番号を預貯金口座に紐付ける「預貯金口座付番制度」（以下、「同制度」という）が開始されています。

同制度に伴い、金融機関では預金口座をお持ちのお客さまより、「個人番号」「法人番号」のお届けを求めていくことが必要となっております。

法人のお客さまの「法人番号」につきましては、国税庁ホームページにて公開されている情報に基づき、弊行にて確認・付番させていただきますので、原則としてお客さまご自身でご対応いただく必要はございません。（ただし、定期預金や外為取引等があるお客さまは、お客さまご自身でお届けいただく必要があります。）

弊行では、2018年1月より、個人のお客さまに対し預金口座の開設時、また氏名・住所変更のお届出時に「個人番号」のお届出をご依頼してまいりました。引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、同制度における「個人番号」「法人番号」のお届出は、当面、任意となっております。

現時点では、書類準備のご都合等でその場で「個人番号」「法人番号」をお届出いただけない場合でも、お取引に影響はございません。